

## 九州整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成26年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積(ha)	選定基準 <sup>※注1</sup>	重点化基準 <sup>※注2</sup>	B/C <sup>※注3</sup>	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福岡県八女市	5	ア	①	3.19	(筑後川流域)
2	福岡県豊前市	6	ウ	②	3.11	(夕田池)
3	福岡県京都郡みやこ町	7	ア	②	3.28	(伊良原ダム)
4	熊本県球磨郡球磨村	25	イ	①②	2.92	(①球磨川流域②境目飲料水供給施設)
5	熊本県上益城郡山都町	9	ア	①	2.93	(五ヶ瀬川流域)
6	熊本県球磨郡多良木町	29	ア	①②	2.83	(①大淀川流域②田代八重ダム)
7	熊本県球磨郡水上村	25	ウ	①②	2.82	(①球磨川流域②市房ダム、川口飲料水供給施設)
8	熊本県球磨郡球磨村	6	イ	①②	2.92	(①球磨川流域②毎床簡易水道)
9	熊本県葦北郡芦北町	19	ウ	①②	2.92	(①球磨川流域②海路飲料水供給施設)
10	大分県大分市	25	ア	①	2.78	(大分川流域)
11	大分県杵築市	6	ウ	②	3.12	(久木野尾ダム)
12	宮崎県延岡市	15	ウ	①②	3.21	(①北川流域②三川内簡易水道)
13	宮崎県延岡市	30	ウ	①②	3.14	(①五ヶ瀬川流域②浜砂ダム)
14	宮崎県東臼杵郡美郷町	22	ア	②	3.86	(西郷ダム)
15	宮崎県延岡市	20	ア	①	3.21	(五ヶ瀬川流域)
16	宮崎県延岡市	20	ウ	①②	3.16	(①五ヶ瀬川流域②沖田ダム)
17	宮崎県児湯郡西米良村	20	ア	①②	3.72	(①一ツ瀬川流域②一ツ瀬ダム)
18	宮崎県東臼杵郡門川町	40	ウ	②	3.67	(上井野地区簡易水道)
19	宮崎県児湯郡西米良村	13	ア	①②	3.48	(①一ツ瀬川流域②一ツ瀬ダム、上米良部落簡易水道)
20	宮崎県日南市	17	ア	②	3.93	(瀬田尾地区生活用水設備施設、日南市鉄肥浄水場)
21	宮崎県東臼杵郡椎葉村	11	ア	②	3.32	(上椎葉ダム)
22	宮崎県東諸県郡国富町	10	ウ	①②	3.66	(大淀川流域、下北方浄水場)
23	宮崎県宮崎市	10	ア	①②	3.28	(①大淀川流域②去川地区営農飲雑用水施設)
24	宮崎県東臼杵郡美郷町	10	ウ	②	3.88	(渡川ダム)
25	宮崎県東臼杵郡門川町	15	ウ	②	3.67	(上井野地区簡易水道)
26	宮崎県都城市	5	ウ	①②	3.80	(①大淀川流域②吉之元簡易水道)
27	宮崎県西臼杵郡高千穂町	7	イ	①②	2.99	(①五ヶ瀬川流域②星山ダム)
28	宮崎県西臼杵郡高千穂町	8	イ	①②	3.57	(①五ヶ瀬川流域②馬場簡易水道)
29	宮崎県東臼杵郡椎葉村	12	ア	②	3.30	(椎葉村営発電所)
30	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	8	ア	①②	3.07	(①五ヶ瀬川流域②松ノ平簡易水道)
31	宮崎県西臼杵郡高千穂町	8	ア	①②	2.99	(①五ヶ瀬川流域②星山ダム、天の岩戸簡易水道)
32	鹿児島県薩摩郡さつま町	4	ア	①	3.12	(川内川流域)
33	鹿児島県肝属郡錦江町	11	ア	②	3.12	(宮前水源地)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域

②：ダム等の上流など

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。